日本税務会計学会 令和5年6月 月次研究会

公的年金と退職金

「国民皆年金」「社会保険

般に、公的年金制度は

、公的年金制度と課税の問題点

人生100年時代における

金」、任意で加入する3階 及び「厚生年金」の1、2 る。このうち、「国民年金」 部分の「私的年金」があ いる2階部分の「厚生年 会社員や公務員が加入して 国の年金制度には、20歳以 いると言われている。我が つの土台の上に成り立って ー階部分の「国民年金」、 万式」「世代間扶養」と3 上60歳未満の人が加入する

3段階があり、これらの各 段階に応じた年金税制は 金の受給をする「給付」の 老後などにおいて実際に年 立金を運用する「運用」、 れた保険料を原資とした積 を支払う「拠出」、拠出さ 年金には、保険料や掛金 する保険料も多くなり、受

ている。老後の生活の糧と いわれる公的年金と退職金 年時代」はすぐそこまで来 09年であり、「人生100 男性の平均寿命は81・05 の制度と課税上の問題点に ついて考察する。 女性の平均寿命は87

数は3624万人で、総人

における65歳以上の高齢者 4年10月1日時点、我が国

4年簡易生命表」によると 去最高を更新した。「令和 る割合は29・0%となり過 口1億2495万人に占め 社会白書」によると、令和

内閣府「令和5年版高齢

はじめに

Et」型とも言われてい を「t」と表し、実態は「E 税)を意味する「EET」 課税)、「T」はTax (課 税されないため、一部課税 る。しかし給付時も公的年 型の課税関係をとってい 金等控除により一部しか課 「E」はExempt

年金受給額の実態

年金は、加入時期や加給年 円)。これに対して、厚生 険料を納めた月数に比例し 与や賞与が多いほど、負担 無によっても異なるが、給 金、長期加入者の特例の有 和5年度では79万5000 の4年間納めると、満額を ており、20歳から60歳まで 受け取ることができる 国民年金の受給額は、保

2. 年金繰下げ受給の検討

紿額も多くなる。

パターン1:第3号被保険

緑[四谷] 歳までに受け取る年金額を 受給ができる。65歳から70 らだが、75歳までの繰下げ 年金の受取は原則65歳か

現実には、年金受給額に応 り、年金繰下げの効果が現 月で受給額がほぼ等しくな か等、個人それぞれの条件 あるのか、何歳まで働くの のかまた夫婦間に年齢差が 態や、単身なのか、夫婦な 異なることに加え、健康状 負担額、所得税・住民税も 健康保険料、介護保険料の じて公的年金等控除や国民 は、86歳11ヶ月)。しかし、 れる (75歳繰下げ受給で 11・9年となり、81歳11ヶ げで増額される42で割ると により異なるため年金繰下 100×5とし、70歳繰下

短時間労働者の厚生年

(表)

65歳~

労働時間延長」「正社員」 号被保険者」「短時間労働 適用が拡大された。「第3 時間労働者の被用者保険の た、平成28年10月から、短 け取ることができる。 収入が一定の範囲内であれ の4パターンで20年間の社 で被用者保険適用」「所定 ことなく老齢基礎年金を受 国民年金保険料を負担する は第3号被保険者となり、 (令和4年

制度である。

階部分がいわゆる公的年金

パターン2:短時間労働の

長し報酬月額11万円 えるよう所定労働時間を延 パターン3:手取収入が増 け報酬月額8万8000円 ままで被用者保険適用を受

表)パターン別負担社会保険料と年金受給額比較				単位:円
	パターン 1	パターン 2	パターン3	パターン 4
負担保険料(40年分)	0	3, 864, 960	4, 831, 200	13, 176, 000
年金受給額/年	777, 800	1, 009, 317	1, 067, 196	1, 567, 064
65歳~81歳受給累計額	13, 222, 600	17, 158, 389	18, 142, 332	26, 640, 088
(パターン 1 差額)		3, 935, 789	4, 919, 732	13, 417, 488
~90歳受給累計額	20, 222, 800	26, 242, 242	27, 747, 096	40, 743, 664
(パターン 1 差額)		6, 019, 442	7, 524, 296	20, 520, 864
~100歳受給累計額	28, 000, 800	36, 335, 412	38, 419, 056	56, 414, 304
(パターン 1 差額)		8, 334, 612	10, 418, 256	28, 413, 504

いては考慮していないが	所得税や住民税負担に	
が、	につ	

までの年金受給累計額で賄 負担する社会保険料は81歳 配偶者が会社員の場合、

られていること、厚生年金 険料などは加入が義務付け るが、社会保険料である国 されること等を鑑みると拠 民健康保険料や国民年金保 るといったことも考えられ 保険料控除の上限を設定す 出時の所得控除である社会 保険料などは強制的に徴収 年金課税については、

パターン4:正社員として

~90歳 (パク ~100

出時の課税は難しい。給付 み非課税とすることも考え げや、老齢基礎年金部分の 公的年金等控除額の引き下 けるものとして、さらなる 時の「t」を「T」に近づ

や確定拠出年金などの企業 生年金は賦課方式であるの 的年金である国民年金や厚 ある企業年金については、

度税制改正で、10億円以上 からずいることを考える と、一律非課税とすること 給者の中には富裕層も少な には疑問がある。令和4年 遺族年金については、受

るようになったので、非課 有者の補足がある程度でき の提出が義務づけられた。 ことも検討すべきではない 税とならない基準を定める それにより、有価証券等保 所得要件なく財産債務調書

は切り分け、両者の課税の いる。公的年金と企業年金 度の性質は大きく異なって 年金は積立方式であり、制 に対し、確定給付企業年金 共通してはいるものの、公 老後の資産形成を担う点で 在り方は別々に再構築すべ 公的年金等控除の対象で

る観点から、働き方の選択 に中立的な税制の構築のた

段階的縮小、それに伴う基 IV.

退職金制度と課税の問題点

退職金の支給実態

ち、一時金と退職年金制度 %となっており、そのう の併用18・1%、退職一時 総合調査によると、80・5 ける厚生労働省の就労条件 業の割合は、平成30年にお いった退職金制度のある企 肩下がりであることが分か も退職金の平均支給額が右 年ごとの就労条件総合調査 退職金の平均支給額は、5 %にとどまっている(注一)。 99人以下の企業では77・6 は92・3%だが、 によると、過去10年をみて 、従業員が

年金課税の問題点

2. 退職所得課稅

職により一時に受ける給与 手当、一時恩給その他の退 て、「退職所得とは、退職 所得税法30条1項におい

(注2) 高齢者の定義と区分

関る、日本老年学会・日本

員規模でみると、従業員1 となっている。企業の従業 職年金制度のみは8・6% 金制度のみは73・3%、退

退職金制度のある企業割合

な中立的な税制が望まし

の有利・不利が生じないよ

金の受取時期による課税上

金個人型確定拠出年金一時

年金払い、一時金と私的年 問題である。一時金払いか 金との受取時期により退職

に、勤務先より受取る退職

所得控除額が異なることも

金を一時金で受取る場合

している個人型確定拠出年

高齢者においては大多数の 返っており、65歳~7歳の こしている(注2)。 高齢期 おり活発な社会活動が可能 看は身体機能が5~10年若 25年前に比べて現行の高齢 **足義検討」によれば、10~** 公学会の 「高齢者に関する ことを考えると、働けるう 整備もすすめられている 、が心身の健康が保たれて 日本老年学会・日本老年 人々が就労しやすい環境

| 百調査の概況| 注1)「平成30年就労条件総 厚生

老年医学会 高齢者に関する からの提言 (2017・1 定義検討ワーキンググループ

にまとめて支給され、老後 係る所得をいう。」と定義 及びこれらの性質を有する **写(以下この条において** 2生活の糧であり担税力が これている。退職金は一時 「退職手当等」という)に 多い。退職金課税の問題 取る場合とで課税方法及び 受取る場合と年金として受 は、退職金を一時金として 年金とを選択できるものが 者が一時金(退職金)と

退職金は、受給に際し退

公平となっていない。女性 と負担の関係及び税負担が を選択する女性の間で給付 で、様々のライフスタイル 題は配偶者控除とともに、 受給資格を得られることで 問題点は、被保険者であり の社会進出や活躍を推進す 社会情勢の多様な変化の中 女性の就労の進展等、経済 ある。第3号被保険者の問 ながら保険料負担なく年金 第3号被保険者の最大の 得控除・2分の1課税・分 唯定拠出年金の老齢給付一 総合課税される。また、私 場合には、公的年金等控除 なく年金として

毎年受取る とられている。一時金では 離課税といった優遇措置が 似いこと等に鑑み、退職所 るかでも退職所得控除額の 5年金として個人型確定拠 金を、それぞれいつ受取 官年金に加入していた場 対象となる雑所得として 、勤務先からの退職金と

立性・公平性を欠くことに

税負担が異なり、課税の中

ある。私的年金として加入

退職金課税の問題点

おわりに

ると良いのではないだろう 方法の一つであるとも考え 代における公的年金の活用 えとなり、人生100年時 受け取ることは長寿への備 年金の受給を繰下げ、リタ る。損得ではなく長生きし ちは働き、死亡時まで年金 たときの安心感を優先させ イア後に増額した受給額を 給付が保障されている公的